改正後	改正前
五　消毒 (一)・(二)　（略） (三)　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	五　消毒 (一)・(二)　（略） （新設）

○農林水産省告示第千七百六十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十五の規定に基づき、平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千百三十一号（ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 (一)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 (二)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（略） (三)　(一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	四　封印 (一)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 (二)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（新設）

○農林水産省告示第千七百六十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十三の規定に基づき、令和二年十一月二日農林水産省告示第二千百二十八号（エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにエジプト植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（略） (三)　(一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	四　封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにエジプト植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（新設）

○農林水産省告示第千七百六十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十七の規定に基づき、令和四年十一月十八日農林水産省告示第千八百六十九号（ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 (一)　（略） (二)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)～(三)　（略） (四)　低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	四　封印 (一)　（略） (二)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)～(三)　（略） （新設）